

えひめ社会教育士ネットワーク Q & A

愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課

(ネットワークの目的)

Q 1 ネットワークの目的は何か。

A 1 本ネットワークは、「愛媛県（以下、県という。）内在住又は県内に活動拠点がある社会教育士、社会教育主事（有資格者を含む）」（以下、社会教育士等という。）に対し、継続的な学びのための有益な情報（研修等）を提供したり、県教育委員会事務局管理部社会教育課（以下、県社会教育課という。）が実施する事業（調査等）への協力を依頼したりすることを通して、社会教育士等の広域的かつ緩やかなネットワークを構築し、本県における社会教育活動を推進することが目的です。

(登録方法と運営)

Q 2 どこから登録するのか。

A 2 県HPの専用ページ（URL：https://logoform.jp/f/bg0yD）から登録します。
チラシの二次元コードからも登録できます。

Q 3 ネットワークに参加するために必要な資格等があるか。

A 3 県内在住、勤務地又は活動拠点が県内にある社会教育士、社会教育主事及び社会教育主事有資格者であれば、どなたでも参加できます。
社会教育士等ではないが登録したい場合は、社会教育士等向けの情報発信であることの承諾を得た上で、登録を許可します。

Q 4 登録料は発生するか。

A 4 無料で登録することができます。ただし、通信料（パケット料）は登録者が負担することとします。

Q 5 ネットワークはどのような運営体制なのか。

A 5 県社会教育課が運用に関する諸般の事務を行います。

(活動内容)

Q 6 ネットワークはどのような活動をするのか。

A 6 情報共有（研修会等）が主な活動内容です。社会教育に関する最新の動向、各地域の取組事例、研修会等を会員に共有します。
また、情報公開に承諾いただいた会員の活動事例に関する情報をソーシャルメディア（note）で発信します。
さらに、交流会やオンライン情報交換会等、様々な機会を通じて、会員同士で

交流することも想定しています。

(本ネットワーク利用上の規約・ルール)

Q 7 本ネットワークの利用に当たり、遵守すべき規約等はあるか。

A 7 利用者は、次に掲げる行為をしてはならないこととします。県社会教育課が禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に通知の上、退会等、必要な措置を取ることができるものとします。

- (1) 県、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (3) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報又は正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介等を含む。）
- (5) 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するおそれのある行為
- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報に特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 県、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) その他、県社会教育課が不相当と判断した行為